

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金事業の案内

1 事業内容

就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、修学を容易にすることにより、資格取得を促進するため、入学準備金と就職準備金の貸付けを行う事業です。

2 貸付対象者

次の要件を満たす方が対象です。

- ・ 高等職業訓練促進給付金※の支給を受ける方
- ・ 札幌市内に居住している方
- ・ 養成機関修了後、札幌市内において、取得した資格が必要な業務に従事しようとする方



※ 高等職業訓練促進給付金

保育士や看護師等の資格は就職に有利だが、養成校は昼間の受講が多く、就業と両立させることが困難であることから、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的に経済的自立に効果が高い資格を取得するため、1年制以上の養成機関で受講する場合に給付金を支給する。

(詳しくは「高等職業訓練促進給付金等事業の概要」をご覧ください)

3 貸付けの種類及び貸付額

(1) 入学準備金（養成機関入学時） | 50万円を上限に貸付け

(2) 就職準備金（養成機関修了時） | 20万円を上限に貸付け

- ※ 保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は返還債務の履行猶予期間中は無利子とし、履行猶予期間経過後の利率は年 1.0%
- ※ 入学準備金は高等職業訓練促進給付金の最初に申請をした日から、就職準備金は養成機関を修了した日から、それぞれ1年以内に申請をしてください。
- ※ 准看護師養成機関を修了後、引き続き、看護師養成機関で修学される方は、原則として、准看護師養成機関入学時に入学準備金、看護師養成機関修了時に就職準備金の貸付を行います。

4 返還の免除

- ・ 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日※から1年以内に就職し、札幌市内で、取得した資格が必要な業務に5年間引き続き従事（1週間の所定労働時間が20時間以上であるもの）したときは、返還が免除されます。

※ 准看護師養成機関を修了後、引き続き、看護師養成機関で修学される方は、看護師養成機関を修了し、かつ、看護師資格を取得した日

5 申請方法

- ・ 所定の申請書を札幌市母子寡婦福祉連合会もしくはお住まいの区の健康・子ども課に提出してください。

6 事業の実施主体

- ・ 本貸付事業の実施主体は、札幌市母子寡婦福祉連合会です。

(利用される方はご確認ください)

➤ 貸付対象

専門実践教育訓練給付金等の本貸付制度と目的を同じくする貸付金、給付金及び奨学金を受給されている方は、貸付対象とはなりません。

➤ 貸付金の交付

貸付けが決定した方には、通知書を交付します。

貸付金は、通知後に借用書と印鑑登録証明書を提出していただき、交付します。

保証人を立てる場合は、保証人の戸籍謄本及び印鑑登録証明書並びに保証人の属する世帯全員の住民票の写しを添付していただきます。

貸付金の交付は、口座振込の方法により行います。

➤ 保証人

保証人になることができる方は、次の要件を満たす方になります。

貸付けを受ける方が未成年の場合は、保証人は法定代理人となります。

- ・ 札幌市内に居住していること
- ・ 独立して生計を営み、貸付けを受けようとする方と連帯して債務を負担することができること
- ・ 貸付けを受けようとする方が未成年である場合を除き、別世帯として生計を維持していること
- ・ 連帯して債務を負担する意思が明確であること

➤ 引き続き従事していることの報告

貸付けを受けた方には、四半期ごとに、養成機関の在学状況や取得した資格が必要な業務に従事していることを報告していただきます。

高等職業訓練促進給付金を受給している間は、当該給付金への報告により、報告があったものとみなします。

➤ 貸付金の返還

返還債務の額の全部が免除される場合を除き、1か月当たりの元金返還分を15,000円として計算する月賦の均等払方式により返還していただきます。

返還は、口座振替の方法とし、振込手数料はご本人負担となります。

正当な理由なく返還しなければならない日までに返還しなかったときは、年5.0%の割合で計算した延滞利子を納めていただきます。

虚偽の申請があった場合や法令に違反する行為があった場合には、既に返還している額を除く全額を速やかに返還していただきます。

➤ 生活保護を受給されている方

生活保護を受給されている方は、あらかじめ担当ケースワーカーにご相談ください。

➤ 申請受付・問合せ先

公益社団法人 札幌市母子寡婦福祉連合会

住所 | 札幌市中央区大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター内

電話 | 011-631-3270

➤ 申請受付

各区保健センター 健康・子ども課 子ども家庭福祉（担当）係

